

相続財産管理 信託を活用

利用する目的が大事



中央大学教授（信託法）の新井誠さんの話

親族間の信託は「障害のある子の生活を守りたい」といった明確な目的があるなら有効な手段と言える。もしそうではなく、受託した人が私腹を肥やすなどの悪用事例が多発するようだと、当局の規制がかかる可能性がある。

また、相続に信託を活用するには専門的な知識が必要なので、素人だけでやろうとしても、まず無理だろう。間に入る法律の専門家には全面的に頼る形になり、第三者に財産を委ねることの危険性は、十分に認識しておきたい。

生活
調べ隊

相続の手法として「信託」が注目されている。財産を親族に託し、契約に基づいて使ってもらおうという。知的障害者や認知症の人など財産管理が難しい人を守るために有効という。

（植松邦明）

生活
調べ隊

■障害者の生活保障

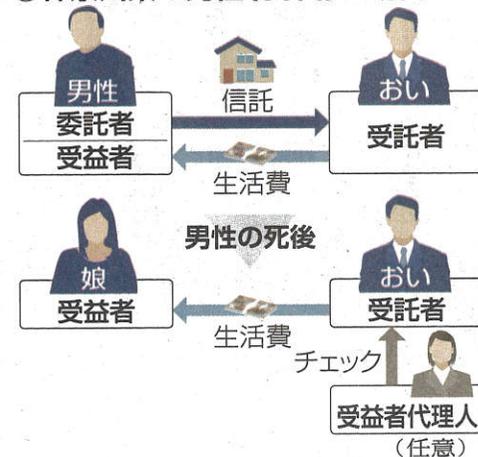
神奈川県80代男性は、知的障害がある40代の一人娘と2人暮らしだ。「自分が死ねば全財産は娘に行くが、娘は計算も困難。もしだまされたら」と心配していた。だが数年前、60代のおいと信託契約を結んだことで、不安が減った。

信託とは、特定の目的のために財産を信頼できる人に託すことだ。財産を預ける「委託者」、預かる「受託者」、財産からの利益を得る「受益者」の3者が介在。受託者は委託者との契約に従い受益者に利益を与える義務を負う①②。

①信託の基本的な形



②神奈川県の男性(80代)の場合



将来、男性が死亡すると受益者が娘に変わり生活費は娘に支給される。契約が守られるかどうかは、第三者が「受益者代理人」となってチェックする③④

受託者代理人には、受託者に財産目録を作らせた後、定期的に見せてもらったりする権限がある。信託をすると財産の名義は受託者のおいになる。しかし税法上、財産は受益者の男性のものとなされ、贈与税は発生しない。男性の死後、受益者が娘に移ると相続税の対象となる。

認知症の人には成年後見制度も活用できるが、東京弁護士会の有志らでつくる「ひまわり信託相談所」弁護士伊庭潔さんは「後見人は本人が判断能力を失った後につくので、『この施設に入りたい』といった意向が十分反映されないことも起こりうる」と話す。

■認知症への備え

認知症で判断能力が損なわれる前に、財産の使い方を決めておこうと信託を活用する例もある。埼玉県の女性(75)は夫と死別し、子もいない。認知症になったら施設に入りたいため、今年、おいに自宅を信託した。認知症になった時点でおいが自宅を売却し、施設入居費にあてるよう契約で決めている。

知的障害者・認知症患者らに有効

向が十分反映されないことも起こりうる」と話す。信託は、死後の財産管理に、自分の意思を反映させるのにも有効だ。遺言は生前なら書き換え可能なため、判断能力が衰えてから内容を撤回させられる危険性もある。信託は契約行為のため、こうした撤回が難しいとされる。

■課題

親族を受託者とする信託は「家族信託」や「民事信託」などと呼ばれ、2006年の信託法改正で広く利用できるようになった。弁護士の遠藤英嗣さんは06年以降、約100件の事案を扱ってきた。「障害者の親からの相談が多いが、最近では一般的な相続にも信託を活用したいという例も増えている」と話す。

最大の課題は、受託者をどう選ぶかだ。親族といえども、不正や財産の流用が起らないよう、しっかり見極める必要がある。弁護士や司法書士が、仕事として受託者になることは法律で禁じられている。また、チェック役の受益者代理人を付けるかは任意だ。

信託銀行が取り扱う商品を使えば、銀行が受託者となるので安心感が高いが、託せる財産は基本的に現金のみとなる。「ひまわり信託相談所」の伊庭さんは「老後や死後の財産管理について、成年後見や遺言以外の選択肢があるのはいいことだ。ただ、どの制度がいいかは人それぞれ。専門家とよく相談してほしい」と話す。

弁護士や司法書士に相談

■信託にかかる費用

(ひまわり信託相談所の場合、税抜き)

法律相談料	初回無料（1時間まで） 2回目以降は30分5000円
信託契約書作成料	15万円
出張手数料	東京23区内で2万円など
受益者代理人などの業務	事案ごとに相談

親族を受託者とする信託の相談は、一部の弁護士や司法書士らが受けている。「ひまわり信託相談所」(050・3735・9029)の場合、料金は契約書作成に15万円や、出張費や登記費用などが必要だ。受益者代理人を頼む場合はそれにも費用がかかる。契約内容によっては、受託者に月々の報酬を支払うケースもある。

同相談所では、平日午前9時～午後8時、休日午前10時～午後5時の相談体制をとる。

一般社団法人「民事信託推進センター」も、メール(yamakita@civiltrust.com)で相談を受けている。内容により会員の司法書士を紹介する。

複雑すぎる仕組みが課題

*取材を終えて「信託は難しい」。取材中、どの専門家もこう口をそろえた。実際、こんな複雑なことを何のためにするのかを理解するのに、記者自身も時間がかかった。

相続税に関心が高まる今をビジネスチャンスととらえ、様々な節税対策を勧める業者がいる。中には悪意を持った者も。仕組みがきちんと理解できなければ、言いくるめられる危険がある。だまされて大事な財産を失うことのないよう、あまりに難しいものは迷わず専門家に相談してほしい。

右ページに関連記事▶▶▶